大学知的財産本部の整備状況(平成17年1月)

文部科学省 研究振興局 研究環境・産業連携課

「大学知的財産本部整備事業」実施機関一覧

近畿 地区

京都大学

大阪大学

神戸大学

奈良先端科学技術大学院大学

大阪府立大学ほか2機関

立命館大学

北海道 東北 地区

北海道大学

岩手大学

東北大学

平成16年度

合計 4 3 件

中国·四国地区

広島大学

山口大学

徳島大学

特色ある知的財産管理・活用機能 支援プログラム対象機関

岡山大学

中部 地区

山梨大学

静岡大学

北陸先端科学技術大学院大学

九州 地区

九州大学

熊本大学

特色ある知的財産管理・活用機能 支援プログラム対象機関

九州工業大学



名古屋大学

特色ある知的財産管理・活用機能 支援プログラム対象機関

金沢大学

新潟大学ほか4機関

信州大学

岐阜大学

名古屋工業大学

豊橋技術科学大学

関東 地区

筑波大学

群馬大学・埼玉大学

東京大学

東京医科歯科大学

東京農工大学

東京工業大学

東京海洋大学

電気通信大学

横浜国立大学

慶応義塾大学

東海大学ほか2機関

東京理科大学ほか2機関

日本大学

明治大学

早稲田大学

国立情報学研究所ほか12機関

特色ある知的財産管理・活用機能 支援プログラム対象機関

東京都立大学ほか3機関

大学知的財産体制の整備・充実

各大学においては、民間企業経験者や弁理士等の外部人材を 積極的に活用し、知的財産の管理・活用体制を整備している。 また、大学知的財産本部の整備にあわせ、大学の産学官連携 体制の再編・充実を進めている大学が多い。(体制事例参照)

大学知的財産本部で活用している外部人材504名(1大学あたり:約12名)大学知的財産本部等の産学官連携体制に従事している内部教職員799名(1大学あたり:約19名)総数:1,303名(1大学あたり:約30名)

上記の件数は大学知的財産本部整備事業に選定された43機関を対象に平成16年6月時点で調査したもの。

知的財産関係のルールの整備

大学の現状や地域の実情等を踏まえた、知的財産のマネジメント体制の一環として「知的財産ポリシー」や「利益相反ポリシー」等のルールを整備することが重要。現在、各大学等において、これらのルールを着実に整備をしている。

・「知的財産ポリシー」を整備済みの大学等機関: <u>40件(35件)</u>

・「職務発明関係規定」を整備済みの大学等機関: 41件(40件)

・「利益相反ポリシー」を整備済みの大学等機関: <u>29件(19件)</u>

括弧内は、平成16年6月時点で調査したもの。

知的財産関連活動の情報発信

知的財産に関する管理体制、知的財産ポリシー等を産業界等に公開・普及することは、円滑な契約や協定を促すために重要。 現在、知的財産関連の活動に関するホームページの作成や 発明状況、技術相談体制を公開する大学が増えてきている。

大学知財本部のホームページを開設している大学 <u>43機関</u>ホームページで知財ポリシーや契約書の雛形等を公表している大学 <u>33機関</u>発明状況や技術相談等のデータベースを構築している大学 <u>34機関</u>

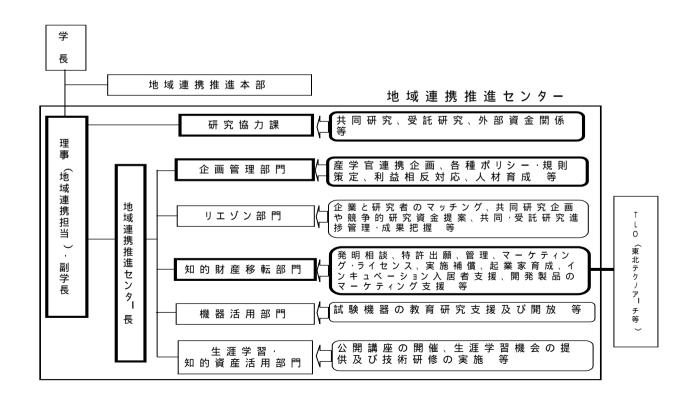
岩手大学:地域連携推進センター

地域共同研究センター、機器分析センター、生涯学習センターの3センターを統合し、「地域連携推進センター」として<u>平成16年4月1日に再編。企画管理部門、リエゾン部門、知的財産移転部門、機器活用部門、生涯学習・知的資産活用部門の5部門から構成され、技術系から文系までの幅広い分野での知財創出から事業化まで一貫して支援できる</u>体制として整備。

[地域連携センターの人員]

事務局10名を含め、技術移転室マネージャーやインキュベーションマネージャー等の**外部人材を中心とした 19名で構成。**

〔構成図〕

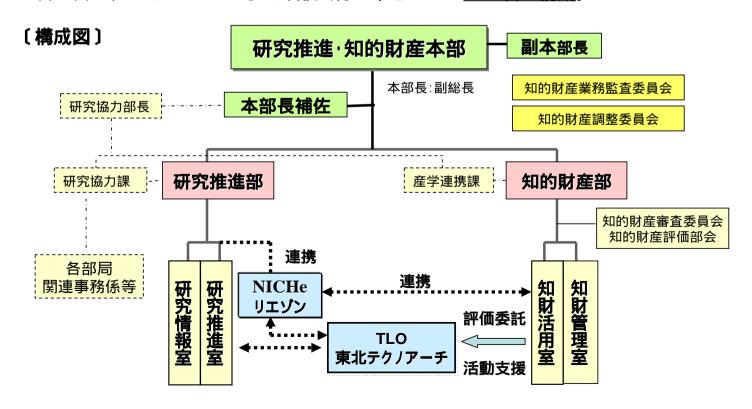


東北大学:研究推進・知的財産本部

研究推進部と知的財産部の2部門により平成16年6月より構成。創造から活用まで一元管理することにより、「知的創造サイクル」の実現を目指す。研究推進部は研究支援環境の整備向上と知的創造を促進する役割、知的財産部は「発明等届出を受けて出願処理・維持管理・活用」といった知の権利化と活用を促進するための役割を果たす。研究推進部は「研究推進方針の策定と学内関係先への徹底」、「外部研究資金や共同研究/受託研究の企画・相談窓口」といった「学内・学外」両面での対応機能があり、内部教職員を中心とした体制となっている。一方、知的財産部は、教職員が未経験領域であるため、幹部ポストはすべて外部人材を配置してある。

[本部の人員]

事務局の16名を含め、アドバイザー等の外部人材を中心とした32名で構成。



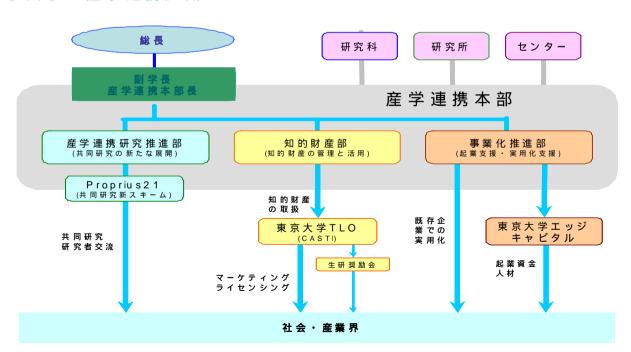
東京大学: 産学連携本部

平成16年4月より全額組織として「産学連携本部」を設置。既存の共同研究に加え、共同研究の新たな形態を模索し、その展開を図る「産学連携研究推進部」、起業化・実用化を支援する機能を持つ「事業化推進部」、そして、大学知的財産整備事業と直結し、知的財産の効果的・効率的管理と活用を図る「知的財産部」の三部体制をとっており、「知的財産部」は他の二部と密接な連携をとりつつ、産学官連携事業の「中流域」として重要な位置にある。産学連携本部は、全学組織として知的財産に関連する上流(知的財産の創出に関わる産学官連携、共同研究、受託研究等の推進)から、下流(知的財産の活用に関わるインキュベーションや起業化並びに既存企業での事業化等)に至るまでの共通基盤を提供することをその役割とする。

〔本部の人員〕

事務局や内部教員の併任、非常勤を含め、外部人材を中心とした60名で構成。

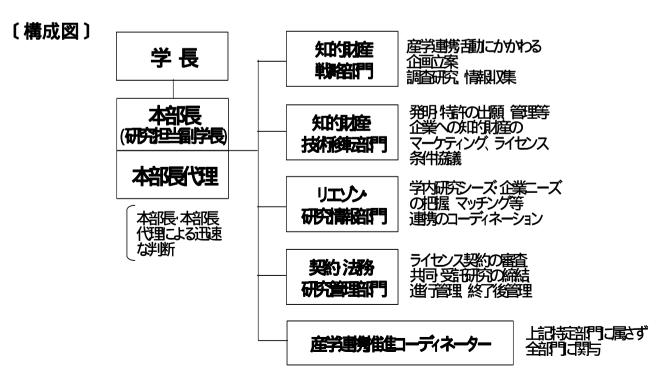
東京大学の産学連携組織



東京工業大学:産学連携推進本部

平成15年8月に「産学連携推進本部」を設置するための学内規程を制定。 産学官連携の一元的窓口としてライセンシング活動のみでなく、企業と大学をつなぐリエゾン活動を重視するため、 以下の4部門の体制で外部人材を含む30名から構成。

- (1)知的財産戦略部門:部門長及び部門員の計2名。産学連携活動にかかる企画立案等を実施。
- (2)知的財産・技術移転部門:部門長、部門員2名(外部人材)及び特許専門職員1名(外部人材)の計4名。 学内教員からの発明相談、知的財産制度に関する問い合わせへの対応、学内の知財意識の普及啓発等を担当。
- (3) リエゾン・研究情報部門:部門長及び部門員4名の計5名。大学の研究資源と企業のニーズ等とのマッチング等を行う。
- (4)契約・法務・研究管理部門:事務職員19名。研究協力部研究業務課及び産学連携課の必要な事務職員で構成し、 ライセンス契約、共同研究契約の実務業務を行う。



横浜国立大学: 産学連携推進本部

全学的な産学官連携活動の一層の推進のため、法人化と同時に副学長(理事)を本部長とする「産学連携推進本部」を整備。本部には、「知的財産部門」、「プロジェクト研究推進部門」とともに、「共同研究推進センター」、「機器分析評価センター」、「ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー」及び「インキュベーション施設」からなる産学官連携部門を設置。

「産学連携部門」においては、16年度中に機動的、効率的な運用を図り、産学連携に関する学内外へのワンストップサービス機能を強化し、中期目標・中期計画や「産学連携ポリシー」の着実な達成を目指す。

平成16年4月以降の構成は、以下のとおり。

役員会

利益相反や責務相反に関するマネージメント。 研究連携室

大学全体の立場から企画・立案・評価を行います。 産学連携推進本部

産学官公連携及び知的財産に関する事業計画の 立案・調整を行います。

- 1. 產学連携部門

学内の産学官公連携部局の組織間の連携を図り、

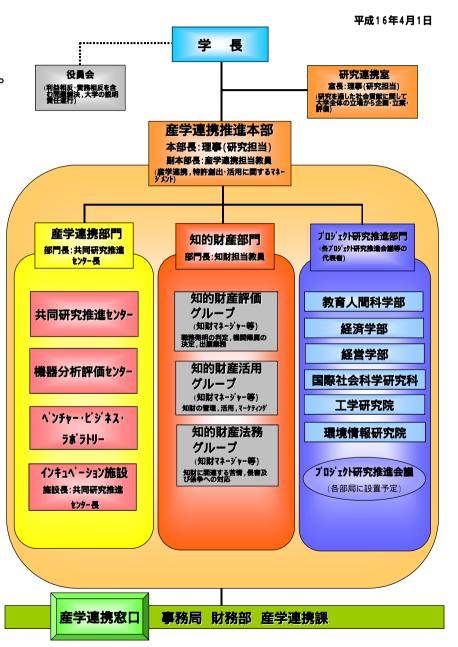
- 一体的に活動できる体制を構築。
- 2.知的財産部門

発明の相談、創出、管理、活用を一体となって推進。

-3.プロジェクト研究推進部門

全学的なプロジェクト研究の推進・調整。

内部教職員の兼任を含め、事務局を併せた80名で構成。



地域連携ネットワーク事業の開催概要

大学知的財産戦略研修会

ブロック内の知的財産体制を要する大学を対象に、 「大学知的財産本部整備事業」の実施機関が中心と なって体制のノウハウを協議・普及。







関東地区研修会(電気通信大)の様子

ブロック	幹事校	開催日		
北海道·東北	岩手大学	9月17日		
関東	電気通信大学	11月5日		
中部	静岡大学	1月21日		
近 畿	京都大学	12月1日		
中国·四国	徳島大学	8月31日		
九州	熊本大学	9月17日		

産学官連携ビジネスショウ

大学知的財産本部を主体として、全国6ブロック毎に 地域の産業界や自治体との連携で、大学の技術を 紹介。

ブロック	幹事校	開催日		
北海道·東北	北海道大学	9月17日		
関東	東京農工大学	12月6日		
中 部	名古屋大学	11月17日~18日		
近 畿	神戸大学	10月14日~15日		
中国·四国	広島大学	12月1日~2日		
九州	九州大学	11月17日~19日		





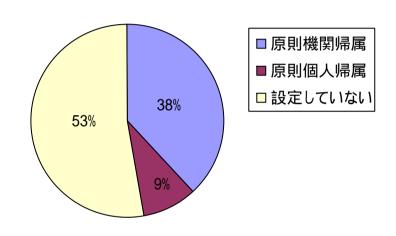
「近畿産学官連携ビジネスショウ2004神戸」会場の様子

- 大学等における知的財産の管理・活用状況等 -

・平成16年6月時点において産学官連携活動を行っている全国の国公私立大学等について アンケート調査を行った。

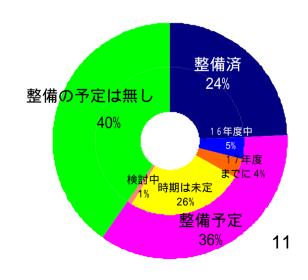
1.知的財産の機関帰属の有無

	原則機関帰属 としている	比率	原則個人帰属 としている	比率	設定していな い	比率	回答大学数
総数	187	38.2%	45	9.2%	258	52.6%	490
国立大学等	82	87.2%	4	4.3%	8	8.5%	94
私立大学等	85	24.8%	29	8.5%	228	66.7%	342
公立大学等	20	37.0%	12	22.2%	22	40.8%	54



2.知的財産の管理活用体制(大学知的財産本部等)の整備状況について

	既に整備している	比率	今後整備予 定である	比率	整備する予 定はない	比率	回答大学数
総数	119	24.3%	174	35.5%	197	40.2%	490
国立大学等	62	66.0%	19	20.2%	13	13.8%	94
私立大学等	45	13.2%	138	40.3%	159	46.5%	342
公立大学等	12	22.2%	17	31.5%	25	46.3%	54



参考資料

大学等の研究成果の社会還元

知的財産戦略の強化・産学官連携の総合推進プラン

知的財産戦略の強化・産学官連携の一層の推進

「知」の源泉としての大学等における研究教育を一層活性化させ、社会の信頼を得つつ発展 政府が集中的・計画的に実施すべき施策である知的財産推進計画を確実に実施 大学等の知的財産を戦略的に創出・取得・活用し、社会還元を促進するためのトータルプラン

平成17年度予算案 337億円 (平成16年度予算額 331億円) (運営費交付金中の推計額を含む)

特許化支援 27億円(24) (技術移転支援センター事業)

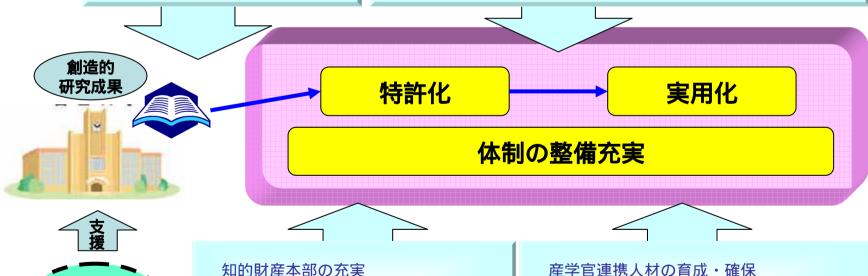
・海外特許出願支援を充実

独創的シーズ展開事業 97億円(新規)

- ・大学発ベンチャーの創出・事業展開に必要な経費を支援
- ・大学等の研究成果の効率的な技術移転を支援

産学官共同研究の効果的な推進(振興調整費の内数)

・大学等と産業界との共同研究を推進



27億円(26)

既整備分(43件)の充実

・スーパー産学官連携本部の整備

産学官連携人材の育成・確保

12億円(14)

- ・専門人材(コーディネーター)の配置
- 技術移転・知的財産人材等の養成

大学知的財産本部整備事業

平成17年度予算案27億円(平成16年度予算 26億円)

大学知的財産本部体制整備の支援

【目的】

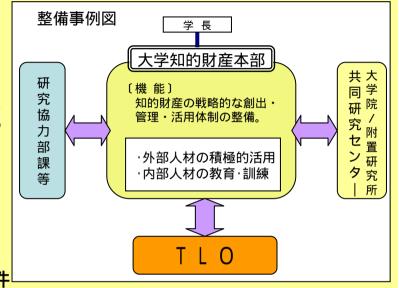
「知」の源泉である大学等における知的財産の戦略的かつ組織的な 創出・管理・活用を進めるため、全学的な知的財産の管理・活用を 図る「大学知的財産本部」を整備し、知的財産の活用による社会貢献 を目指す大学づくりを推進する。(原則5年間継続、2年経過後中間評価)

【 事業のポイント 】

- ・大学の自由な発想に基づく新しいマネジメント体制
- ・民間企業経験者等の外部人材の積極的活用
- ・TLO等外部組織との連携強化

【実施機関】

- ・「大学知的財産本部整備事業」実施機関:34件
- ・「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」対象機関:9件



スーパー産学官連携本部整備の支援(17年度新規)

【目的】

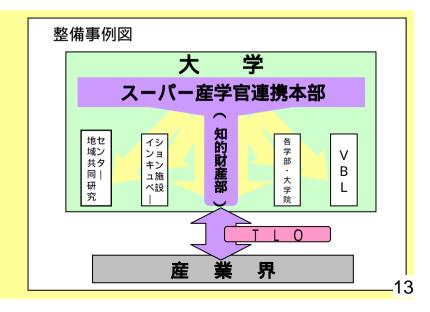
大学知的財産本部を核として、大学内の研究リソースを結集し、 組織的に産学官連携を推進するための体制である「スーパー産学官 連携本部」を整備し、産学官連携をより一層推進する。

【 事業のポイント 】

- ・海外主要大学と伍した産学官連携体制の構築
- ・組織的な共同研究の推進
- ・積極的な民間資金の獲得
- ・我が国経済・社会の発展への一層の貢献

【 実施機関 】

・「大学知的財産本部整備事業」実施機関から5大学程度を選定



- 大学における取組 -







「大学等の特許出願件数」及び「大学等の実施許諾件数及び実施料収入」については、文部科学省資料(国立大学等の国有特許分)及び経済産業省資料(承認TLOに係る特許分)により合算して算出。